

2025 年 5 月 1 日

関係各位

会 社 名：三井物産株式会社
代表者名：代表取締役社長 堀 健一
(コード：8031)
本社所在地：東京都千代田区大手町
一丁目 2 番 1 号

株主提案に対する当社取締役会意見

三井物産株式会社（本社：東京都千代田区、社長：堀 健一、以下「当社」）は、当社の 2 名の株主様より共同で、2025 年 6 月 18 日開催予定の定時株主総会において、別紙 1.「株主提案」に記載の通り、①監査役会の財務リスク監査に係る情報開示、及び②パリ協定の 2050 年ネットゼロエミッション目標が達成できなかった場合のコストの開示について定款に規定することを求める株主提案（以下「本株主提案」）を 2025 年 4 月 11 日付の書面で受領しています。

当社は、本日開催の取締役会において、本株主提案に反対することを決議しましたので、以下の通りお知らせします。

1. 本株主提案の内容
別紙 1 をご参照ください。
2. 当社取締役会意見

当社は、以下の観点から本株主提案各議案に反対します。

議案 1：

- 監査役会は、取締役の職務執行を広範に監査しています。定款に個別具体的な事項を規定することは、気候変動を含む多様なリスクや経営状況といった内外の環境に応じて監査役が行う適切な監査を損なうおそれがあるため、適切でないと考えます。
- 監査役は取締役会や各種委員会に出席し、中期経営計画、ガバナンス体制、サステナビリティ経営、リスクマネジメント体制などを監査しています。また、各年度の監査結果や監査重点項目については株主総会の招集通知に記載の監査報告書や有価証券報告書で適切に公表しています。

議案 2：

- 定款は会社の基本的な枠組みを定めるものです。気候変動などのリスクやそれらに対する制度・開示がその時々々の環境や経営状況に応じて変化することを勘案すると、定款に特定の開示事項を規定することは機動的かつ柔軟な経営判断・業務執行を損なうおそれがあるため、適切でないと考えます。
- 当社は取締役会の監督、経営会議のリーダーシップのもと、サステナビリティ委員会を中心に具体的な気候変動に関わる経営の基本方針・戦略を立案・実行しています。また、適切に気候変動リスクを管理し、その状況についてウェブサイトや有価証券報告書などで開示を行っています。

各議案に対する取締役会の意見については、以下の記載をご参照ください。

以下、(1) から (3) の観点を踏まえ、本議案に反対します。なお、監査役会としても取締役会意見に賛同し、本株主提案に反対である旨、確認しています。

(1) 定款の変更に伴い、内外の環境に応じた適切な監査役監査が損われるおそれがあること

- 当社監査役会は、広く取締役の職務執行を監査しています。監査重点項目の設定及び監査報告の作成にあたり考慮すべき事項は、気候変動に限らず多様なリスク及びその時々々の環境や当社の経営状況に応じ変化します。
- 定款は、事業目的や機関設計等の会社の基本的な枠組みを規定するものです。定款に個別具体的な事項を規定することは、監査役による内外の環境に応じた適切な監査を損なうおそれがあります。従って、あらかじめ定款において監査報告書の開示事項を規定することは、取締役会としても、監査役及び監査役会による内外の環境に応じた適切な監査を期待していることから、適切でないと考えます。

(2) 監査役及び監査役会による監査が適切であること

- 当社において、監査役は取締役会への出席に加えて、ガバナンス委員会をはじめとした取締役会諮問委員会、経営会議、サステナビリティ委員会、ポートフォリオ管理委員会、開示委員会などの経営会議下部組織並びに諮問機関にも出席し、中期経営計画・事業計画、ガバナンス体制、気候変動対応を含むサステナビリティ経営、リスクマネジメント体制及びそれらの開示について監査しています。
- このうち、サステナビリティ委員会では、気候変動を含むサステナビリティに関わる経営の基本方針、事業活動やコーポレートの方針・戦略の企画・立案・提言を行っています。主な気候変動リスクと機会についてもその内容に含まれ、例えば気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言に基づき、気候変動リスクに伴う財務計画・事業戦略への影響や必要な対応策を検討しています。
- ポートフォリオ管理委員会においては、統合リスク管理の一環として定量的なリスク分析の結果を報告するなど、気候変動リスクを含めた統合リスク管理体制の構築状況を確認・検討しています。
- 開示委員会では、法定開示及び適時開示並びに重要な任意開示に関する原則・基本方針の策定、社内体制の整備、及び情報の重要性や開示内容の妥当性の判定・判断を行っています。その対象には、統合報告書やサステナビリティレポートも含まれています。
- 監査役は、上記の他、取締役・経営会議メンバー、コーポレートスタッフ部門部長や事業本部長等との定例面談、経営からなされる各種報告の検証、監査活動に必要とされる報告や説明の確認、関係会社や事業現場の視察、当社の業務の調査等多面的かつ有効な監査活動を実施しています。

(3) 監査役及び監査役会に関する情報を適切に開示していること

- 取締役の職務執行に際しては、広い裁量が認められています。従って、監査役及び監査役会は、個別の論点に対応した評価基準を設定していませんが、監査報告には、法定記載事項として、「監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容」を記載しています。監査役や監査役会により「取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実」が発見されれば監査報告書に記載すべきとされていますが、2024 年 3 月期はそのような事実を認識していません。監査報告は、[定時株主総会の招集ご通知](#)に掲載し、当社ウェブサイトにおいて公表しています。2025 年 3 月期の監査報告につきましては、5 月 16 日に公表予定の招集ご通知に記載する予定です。

- 加えて、監査重点項目及び各項目に関する監査役会の確認事項についても、[有価証券報告書](#)において公表しています。2024 年 3 月期の監査重点項目には、「サステナビリティ経営」が含まれ、①サステナビリティを意識したポートフォリオ入替えの着実な進捗、及び②温室効果ガス (GHG) 排出量 Scope 3^{*1} の新規開示等、対外開示対応の着実な進展を確認しています。
- 当社の開示については、サステナビリティに関する開示を含め、当社ウェブサイトに記載の通り、外部からも高い評価を受けています。

*1 自社の活動に関連する他社の GHG 排出量

議案 2：定款の一部変更の件

(パリ協定に基づく 1.5 度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示)

以下、(1) から (3) の観点を踏まえ、**本議案に反対します。**

(1) 定款の変更に伴い、機動的且つ柔軟な経営判断・業務執行を損なうおそれがあること

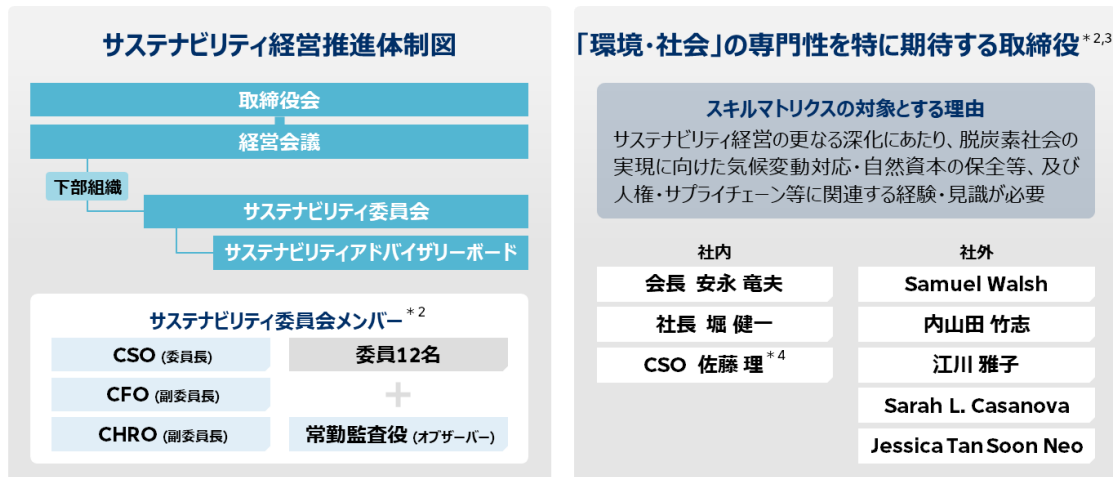
- 定款は、事業目的や機関設計等の会社の基本的な枠組みを規定するものであり、個別具体的な業務に関する事項を規定することは適切ではないと考えます。
- 会社が考慮すべき事項は、気候変動に限らず多様なリスク及びその時々環境や経営状況に応じて、変化します。特に、気候変動対応に関連する外部環境や開示に関する規制・制度の変化のスピードは増しています。これに対し、当社は機動的且つ柔軟に対応していく必要があることから、あらかじめ定款に特定の開示事項を規定することは適切でないと考えます。
- 当社は気候変動を含む個別具体的なリスクの開示とその対応について、今後も様々なステークホルダーの皆様と対話を継続しながら柔軟に実施していきます。

(2) 気候変動対応に関し、必要な体制を構築し、適切にリスク管理を行っていること

① 気候変動対応に関する体制

- 当社は、気候変動を重要な経営課題の一つとして位置付け、取締役会の監督、経営会議のリーダーシップのもと、真摯に取り組んでいます。具体的な気候変動に関わる経営の基本方針、事業活動やコーポレートの方針・戦略は、経営会議の下部組織であるサステナビリティ委員会が企画・立案・提言を実施しています。サステナビリティ委員会はCSO 及び複数の取締役に加えて、コーポレートスタッフ部門部長や事業本部長をメンバーとし、監査役がオブザーバーを務めています。気候関連リスク(移行リスク・物理的リスク)を含む環境・社会リスクの全社方針・施策もサステナビリティ委員会で討議され、定期的に経営会議及び取締役会に付議・報告されています。
- 更に気候変動を含む環境・社会テーマに関して知見を有する外部有識者から構成されるサステナビリティアドバイザリーボードを設置し、メンバーからの情報や助言をサステナビリティ委員会の審議に活用しています。
- 取締役会においては、上記の付議・報告のほか、2024 年 10 月に開催した取締役・監査役フリーディスカッションにおいて気候変動対策を踏まえた事業ポートフォリオについて議論しました。これらの取り組みを継続した結果として、現中期経営計画期間における石炭火力発電事業 2 案件をはじめ、ポートフォリオの入替えを実行しています。
- サステナビリティに関連する主な付議・報告事項やサステナビリティ経営推進体制については、2025 年 3 月 14 日に実施した[サステナビリティ説明会の資料](#)をご参照ください。

サステナビリティ経営推進^{*1}の状況



^{*1} 主に、環境・社会に関する内容について記載 ^{*2} 2025年3月期の体制

^{*3} 取締役のうち、2024年3月期のスキルマトリクスにおいて、当社が特に期待する主な専門性・知見として「環境・社会」が該当するメンバー。 ^{*4} 2025年4月1日より中井一雅氏がCSOに就任

② 気候変動対応に関するリスク管理

- 投融資案件の意思決定においては、シナリオ分析を活用しています。具体的には、国際エネルギー機関(IEA)が毎年発行する World Energy Outlook に記載のあるシナリオ等を参照して複数の気候変動シナリオにおける当社事業への影響を把握することを目的に、移行リスク分析を実施しています。
- 物理的リスクについては、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)にて採用されている代表的濃度経路(RCP)等を参考に、外部アドバイザーも活用し、物理的リスクの影響が高い投資先に関して将来(2030年及び2050年時点)の各リスク項目についての分析を実施しています。
- また、上記の他新規投融資における環境・社会デューデリジェンスの実施や、社内カーボンプライシング制度を通じたリスク管理を実施していますが、詳細については、別紙2.「気候変動に関する事業の状況」をご参照ください。

(3) 気候変動リスクに関連する情報を適切に開示していること

- 移行リスクに関しては事業規模と気候変動インパクトの双方が高い10事業を対象とし、それぞれのシナリオにおける事業への当期利益の影響を分析し、各シナリオにおける事業環境認識、及びそれに基づく事業への影響及び対応策を公表しています。
- 重要度が高い石油・ガス開発事業、LNG事業、原料炭事業、及び火力発電事業は、事業環境認識や各種シナリオに基づく既存事業への当期利益の影響額(ベースケース対比)について以下の通り分析し、[サステナビリティウェブサイト](#)にて公表しています。

(1.5℃シナリオにおける当期利益の影響額)

(単位：百万米ドル)

	2030年3月期	2040年3月期	2050年3月期
石油・ガス及びLNG事業	300-500	300-500	100-300
原料炭事業	300-500	100未満	100未満
火力発電事業	100未満	100未満	100未満

- 当社は幅広い事業をさまざまな国・地域で展開しており、気候変動に伴い異常気象の発生が増加した場合には、リスクの顕在化により影響を受ける可能性があります。そのため、物理的リスクの影響が高い投資先の主要資産所在地について分析を行い、リスク別にマッピングし[サステナビリティウェブサイト](#)にて公表しています。

- 上記を含む各種分析・評価を踏まえ、気候変動の観点から重要性が高いのはエネルギーセグメントの事業と考え、その詳細を[有価証券報告書](#)において公表しています。2025年3月期末時点の連結財政状態計算書に計上した同セグメントにおける主要な資産の金額は約1.6兆円（引当金控除後）です。これらの資産は、減価償却や公正価値評価を通じて、事業終了までの期間にその簿価が減少する見通しです。
- 同セグメントの事業の公正価値評価は主に油価の影響を受けますが、市況水準や複数の第三者機関が公表する中長期見通しを考慮して前提を策定しています。なお、前提価格については、[2025年3月期決算短信](#)にて公表しています。
- なお、当社の気候変動に関する事業の状況については、別紙2.「気候変動に関する事業の状況」において、ポートフォリオ良質化の状況として記載していますのでご参照ください。
- 当社の開示については、サステナビリティに関する開示を含め、当社ウェブサイトに記載の通り、外部からも高い評価を受けています。

別紙1. 株主提案

別紙2. 気候変動に関する事業の状況

別紙3. 開示に対する当社の姿勢並びに外部からのご評価

以 上

本件に関する問合せ先：三井物産（株）
 IR 部 TEL：03（3285）7657
 広報部 TEL：080（5912）0321

ご注意：

本発表資料には、将来に関する記述が含まれています。こうした記述は、現時点で当社が入手している情報を踏まえた仮定、予期及び見解に基づくものであり、既知及び未知のリスクや不確実性及びその他の要素を内包するものです。かかるリスク、不確実性及びその他の要素によって、当社の実際の業績、財政状況またはキャッシュ・フローが、こうした将来に関する記述とは大きく異なる可能性があります。こうしたリスク、不確実性その他の要素には、当社の最新の有価証券報告書、半期報告書等の記載も含まれ、当社は、将来に関する記述のアップデートや修正を公表する義務を一切負うものではありません。また、本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

議案 1 定款の一部変更の件(監査役会の財務リスク監査に係る情報開示)

提案内容

以下の条項を、当会社の定款に追加的に規定する。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 33 条 監査役会の財務リスク監査の情報開示

当会社は、ガバナンス体制や気候変動等の重大な課題に起因する急性かつシステミックな財務リスクの増大、並びに取締役の職務執行の妥当性を監査する監査役及び監査役会の職責を踏まえ、当会社の長期的な企業価値の向上を図るため、監査報告書において以下の事項を開示する。

1. 当会社が特定した重要課題に関連する財務リスクを軽減するための当会社の戦略、方針及びプロセスの妥当性に関する監査役会の評価(リスク管理が適切に実施されている場合及び不十分な場合のそれぞれにおいて当会社が直面し得る財務リスクの検討手続及び検討結果の妥当性に関する評価を含む。)、並びにその評価の根拠
2. 当会社が特定した重要課題に関連する当会社のリスク管理体制に関する監督が適切に行われているかを監査するための、評価基準その他の枠組み

当該開示は、合理的な費用の範囲内で行われるものとし、また、営業秘密情報に該当する情報は除くものとする。

提案理由

本提案は、当社取締役によるリスク監視が適切に行われているかを株主が判断するために必要な情報を監査報告書にて開示することを求めるものである。

株主は現状、当社取締役会による監督及びそのプロセスが当社経営陣によるリスク管理を適切に監督しているかを評価することができない。近年発生した国外不祥事例を踏まえ、株主は当社取締役会の監督体制に正当な懸念を抱いており、他の重大なリスク(気候関連財務リスク等)に対する監督体制の実効性についても同様である。

例えば、2023 年度の監査報告書では取締役監督上の問題点が指摘されていないが、その結論に至った根拠は定かでない。会社法及びコーポレートガバナンスコードの定めに従い、当社は株主への説明責任を果たすべきである。

本提案が求める開示は、当社のガバナンスを強化し、中長期的な企業価値の向上を促進し、経営陣との対話機会を有しない株主も含め、全株主の利益に資するものである。(399 文字)

議案2 定款の一部変更の件(パリ協定に基づく1.5度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示)

提案内容

以下の章を新設し、当会社の定款に追加的に規定する。

第 章(気候変動関連リスク管理)

第条(パリ協定に基づく1.5度目標の不達成時に想定される財務的影響に係る情報開示)

当会社の2050年ネットゼロエミッションへのビジョン、パリ協定(1.5度目標の追求)へのコミットメント、気候変動による物理的リスクに伴う経済的コスト、及び当会社の事業計画を踏まえ、当会社は以下の事項について定量的評価を開示する。

1. 1.5度の温暖化シナリオの下で、当会社の現在の戦略及び事業計画が受ける可能性のある移行リスクに起因する財務的影響(潜在的な資産減損を含む。)の見通し
2. 気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク(NGFS)が提示する「現行政策シナリオ(Current Policies Scenario)」等、気候科学に基づく、パリ協定気温目標をオーバーシュートするその他のシナリオを前提に、当会社の現在の戦略及び事業計画が受ける可能性のある物理的リスクに起因する財務的影響(潜在的な資産減損を含む。)の見通し
3. 上記1)及び2)のリスクに起因する財務的影響の見通しが、将来における資本支出の評価及び意思決定プロセスに及ぼす影響の度合い

当該開示は、合理的な費用の範囲内で行われるものとし、また、営業秘密情報に該当する情報は除くものとする。

提案理由

本提案は、1.5度上昇シナリオ及びオーバーシュートシナリオ下での資本支出計画など、複数の気候シナリオ下で予測される財務的影響の開示を求めるものである。

当社事業の現状は、MSCIの分析では気温上昇3.6度シナリオに相当する水準であるため、パリ協定目標達成に向けた政策・市場変化に起因する資産減損等の移行リスクに晒されているが、当社はこれらの財務的影響についての評価を開示していない。

気候科学によれば、1.5度の温暖化シナリオが気候関連の財務リスクが最も低く、2.3度まで上昇した場合、その物理的影響による日本経済の損失は2050年までに約952兆円に達すると試算されている。

本提案が求める開示は、気候変動が当社の財務安定性と将来収益性にどのような影響を及ぼしうるかについての投資家の十分な理解を促進し、透明性の向上により、株主との建設的な対話が促され、中長期的な企業価値の向上にも資するものである。(398文字)

別紙 2. 気候変動に関する事業の状況

① 当社の気候変動関連目標

- 2050 年の「あり姿」としてのネットゼロエミッションを掲げ、その道筋として 2030 年に以下の中間目標の達成を目指します。



気候変動関連目標と進捗状況

	20/3期 実績	24/3期 実績	2030 目標
GHGインパクト (Scope 1+2+3カテゴリ-15)	34百万トン	29百万トン	17百万トン
GHG総排出量 (Scope 1+2+3カテゴリ-15)	44百万トン ^{*1}	34百万トン	31百万トン
単体・連結子会社 ^{*2} Scope 1+2	0.8百万トン	0.6百万トン	0.4百万トン
発電事業における再エネ比率	14%	29%	30+%

* 1 2020年3月期時点で最終投資決断済の火力発電事業で稼働開始後通常操業時に見込まれる排出増加分を加味

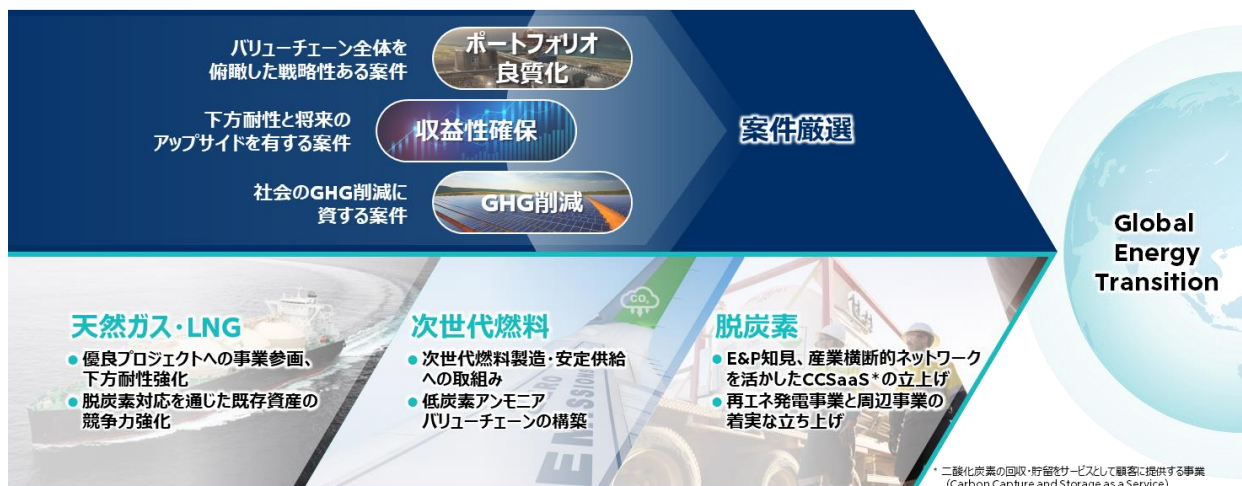
* 2 除くUn-incorporated Joint Venture

② 当社及び社会の GHG 削減に向けた取組み

- 2024 年 3 月期から 2026 年 3 月期を対象とする 3 年間の中期経営計画において、当社は 3 つの攻め筋を掲げていますが、その一つが「Global Energy Transition」であり、エネルギーの安定供給と気候変動対応の双方の観点から事業を通じた現実解の提供に努めています。中期経営計画に本攻め筋に関し約 6,000 億円の成長投資を行い、2030 年 3 月期には約 2,700 億円の当期利益を見込んでいることを、[サステナビリティ説明会](#)において公表しています。

Global Energy Transitionの取組方針

- ◆ 気候変動シナリオ、エネルギー需要の振幅に対応可能な、複数シナリオに備えるポートフォリオを構築



当社は設定した目標の達成に向け、事業ポートフォリオの良質化を進めると共に、既存事業における使用電力の再エネ化や、CCS*¹などの導入・検討を進めています。主な進捗は以下の通りです。

(関連するポートフォリオの推移)

	2015 年 3 月期	2025 年 3 月期	(将来)
発電事業における石炭火力比率	36%	8%	*
発電事業における再エネ比率	8%	35%	2030 年までに 30%超 (達成済)
一般炭炭鉱参画	Bengalla 炭鉱他	無し	*
天然ガス・原油持分生産量に 占めるガスの割合	67%	78%	2027 年 3 月期 : 83%

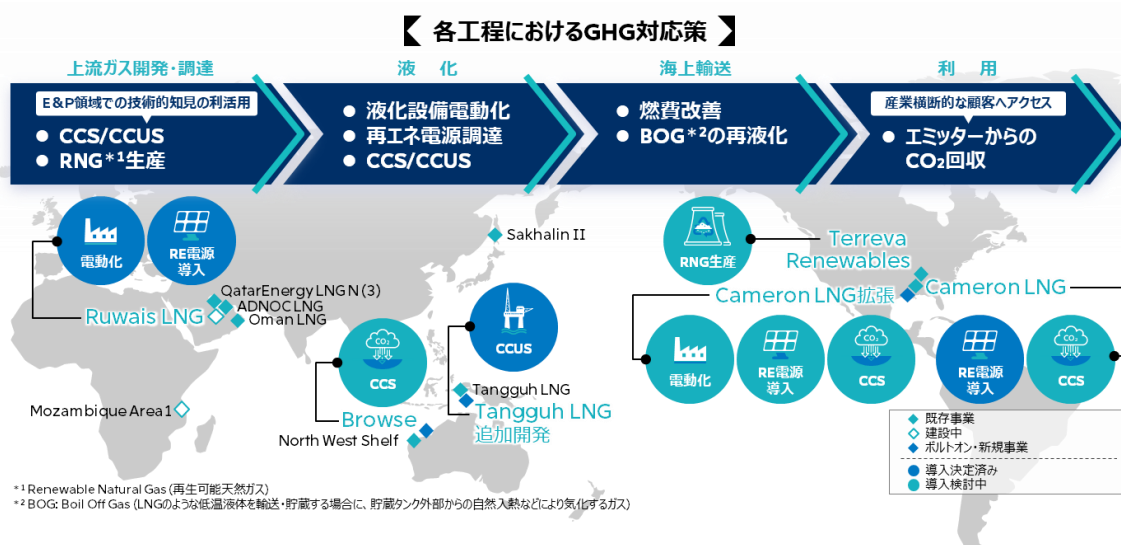
- * 各国がパリ協定のもとで掲げる政策や目標、国際的な議論を理解し、以下の方針を策定しています。
- 新規の石炭火力発電事業には取り組みません。既存の石炭火力発電 2 事業については現事業者の責任として 2040 年代まで継続する売電契約が、地域社会に与える影響への対応を考慮しつつ、当社株主に対して適切な経済性を確保することを前提として、2040 年に向けた撤退の検討を進めます。
 - 石炭事業において一般炭炭鉱を保有していません。新たな一般炭炭鉱権益を取得しない方針です。
 - 天然ガス・LNG 事業に取り組むにあたっては、新規事業・既存事業を問わず CCS/CCUS*¹の取組みや、設備の電動化など低炭素施策を推進しています。バリューチェーンを通じた GHG 削減を進めることで将来のリスクを低減し、またその差別化によって持続的な競争優位性の確保を目指しています。
 - 次世代燃料の領域においては 2024 年及び 2025 年には、アラブ首長国連邦及び米国における低炭素アンモニア製造事業に関して建設開始や最終投資決断といった進捗がありました。
 - 排出権創出事業の取組みも加速化しており、2022 年 5 月には、豪州において、原生林再生による排出権事業に出資参画しています。

これらの取組みは気候変動対応の影響により市場環境が変化した際に、低炭素製品の高付加価値化、排出権価格の上昇を通じ、エネルギー事業のカウンターバランスになることも期待されます。

*1 CO₂ の回収・貯留 (CCS) 及び回収・活用及び貯留 (CCUS)

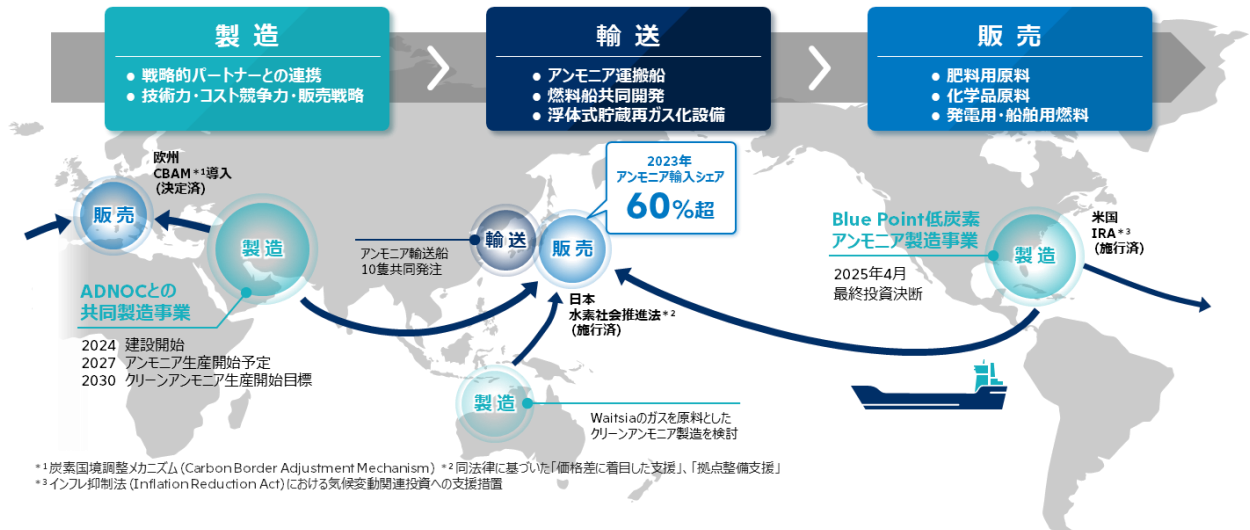
LNG事業における低炭素施策

◆ 各プロジェクトの状況に応じたGHG対応策を具備することにより、持続的競争優位性の確保を狙う



低炭素アンモニア バリューチェーンの構築

- ◆ アブダビADNOC、北米CF Industries 等、戦略的パートナーとの連携を通じた着実なプロジェクト進捗
- ◆ エネルギー、化学品、モビリティ本部間の産業横断的な実績・知見の融合



③ 気候変動対応に関するリスク管理

議案 2 の取締役会意見に記載の通り、当社は気候変動対応に関し、必要な体制を構築し、適切にリスク管理を行っています。その中には、シナリオ分析に加えて、以下のような取組みが含まれます。

- 投融資案件の意思決定においては複数の気候変動シナリオに対応することを目的に、シナリオ分析を活用し、新規事業の開始時に加え、操業時、及び撤退時においても環境・社会に対して最大限の配慮を行う仕組みを整えています。
- すべての新規投融資事業において、気候変動、汚染予防、生態系、水ストレス等の環境や、人権、労働環境や労働安全衛生等に関する環境・社会影響評価を行っています。一定の定量・定性基準を超える場合、取締役会、経営会議、代表取締役等による決裁により、推進可否を決定しています。
- また、社内カーボンプライシング制度を導入し、新規投融資案件における投資判断の一要素としている他、既存事業のリスク評価にも活用しています。なお、価格設定については外部機関が公表している価格を参考に、2050年までの期間に亘り、2℃シナリオ相当では、先進国は約 140～220 米ドル/トン、その他地域は約 50～160 米ドル/トン、1.5℃シナリオでは、先進国は約 220～250 米ドル/トン、その他地域はおおむね 50～220 米ドル/トンの価格を適用しています。

別紙 3. 開示に対する当社の姿勢並びに外部からのご評価

<当社の姿勢>

- 当社で経営会議の下部組織として「開示委員会」を設けています。開示委員会はCFOを委員長、CSO及びGeneral Counselを副委員長とし、J-SOX委員長、人事総務第一部長、法務統括部長、経営企画部長、広報部長、サステナビリティ経営推進部長、経理部長、財務部長、IR部長にて構成されています。また、常勤監査役もオブザーバーとして出席しています。
- 開示委員会は、当社における法定開示及び適時開示並びに重要な任意開示に関する原則・基本方針の策定及び社内体制の整備にあたるとともに、法定開示や適時開示、重要な任意開示における情報の重要性や開示内容の妥当性の判定・判断にあたります。
- また、投資家が適切な投資判断を形成するために必要な当社開示の要件と手続きの根幹を定めるものとして、「[投資家に対する開示の基本原則](#)」を定めています。
- 上記のような体制を通じ、株主・投資家の皆さまに対する適切な情報提供に努めています。

<外部からのご評価>

(情報開示全般)

団体名	評価
日本証券アナリスト協会	ディスクロージャー優良企業 (8年連続9回目)
経済産業省	SX 銘柄
大和インベスター・リレーションズ株式会社	大和インターネット IR 表彰 2024 優秀賞 サステナビリティ部門 2024 優秀賞
日経統合報告書アワード	優秀賞
GPIF (年金積立金管理運用独立行政法人)	運用機関が選ぶ 優れた統合報告書 国内株式運用機関が選ぶ 「優れた TCFD 開示」
金融庁	記述情報の開示の好事例集 (有価証券報告書) 2024 年 「人的資本、多様性」、「人権」 2023 年 「サステナビリティ個別テーマ」 2022 年 「社会 (人的資本、多様性)」 「コーポレート・ガバナンスの概要」 「監査の状況」、「役員の報酬等」

(ESG 評価機関によるレーティング)

評価機関	レーティング (2024 年)
FTSE	4.6(5 点満点。Industry Average 2.4)
MSCI	AA(7 段階中 2 番目)
CDP (気候変動)	A(8 段階中最高評価)
DJSI	CSA Score 62(100 点満点。Industry Average 29))
Sustainalytics	31.5(業界 137 社中、29 位)

(主な開示物)

全般	有価証券報告書 株主総会招集ご通知 (含む監査報告書) 及び その他の電子提供措置事項
サステナビリティ関連	サステナビリティレポート 2024 (最新状況は サステナビリティウェブサイト) サステナビリティ説明会 (気候変動・自然資本) Global Energy Transition (インベスターデイ 2024)

第 106 回定時株主総会招集ご通知は、2025 年 5 月 16 日に当社ウェブサイトにおいて公表予定